

## 日本郵政公社の財務会計

項目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計
会計の目的	郵便・郵便貯金・簡易生命保険といった性格、目的の異なる複数の業務を併せて行うことから、「各業務の実施状況に関する説明責任を充足するため、業務区分ごとの財政状態及び経営成績を明らかにすること」を目的とする。	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示することを目的とする。
財務諸表の体系	郵便、郵便貯金及び簡易生命保険の業務区分別財務情報（財務書類）として、「業務区分別の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算及び附属明細書」を作成する。	一の法人が複数の異なる業務を実施している場合においてはセグメント情報を作成する。
業務区分別情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公社は一の事業体であり、一つの財務諸表で公社全体の財政状態及び経営成績を示すことが基本となるため、業務区分別の財政状態及び経営成績を表す態様は、業務区分別にセグメント情報として開示することとなる。</li> <li>■ 具体的には、業務の実施状況に関する説明責任を充足するため、業務区分別に貸借対照表、損益計算書等の形式で開示する。</li> <li>■ この場合、貸借対照表における資産・負債の差額としての資本の額は、公社全体の資本の額に対する寄与度を示す。</li> <li>■ 業務区分別財務情報の作成に際して、公社の資産等の区分は、共用資産・負債、二以上の業務区分に関連す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ セグメント情報は「事業の種類別セグメント情報」「所在地別セグメント情報」「海外売上高」を開示する。</li> <li>■ 「事業の種類別セグメント情報」においては、売上高/営業費用/営業利益/資産/減価償却費/資本的支出のみを事業の種類別に開示する。</li> <li>■ 下記「公社における貸借対照表」の項目を参照。</li> </ul>

項目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計
	<p>る収益・費用を適正な基準により、業務区分に配分又は配賦する。</p>	
<p>資産及び負債の認識・評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務区分別の有価証券の簿価 公社は、性格の異なった三業務を併せて行っており、業務ごとに異なる利害関係者が存在することから、業務区分ごとにその保有有価証券の簿価を認識する。</li> <li>■ 満期保有目的の債券の期限前売却等 簡易生命保険業務における満期保有目的の債券の売却等の取扱いが郵便貯金業務に及ぶことは郵便貯金者に不利益を及ぼすことが考えられることから、満期保有目的の債券の売却等に伴う取扱いは業務区分ごとに行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則として、業務別区分ではなく、法人単位で保有有価証券の簿価を認識する。</li> <li>■ 満期保有目的の債券の期限前の売却等があった場合には、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、売買目的有価証券又はその他有価証券に振替える。</li> </ul>
<p>資本の部の構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 旧郵政三事業特別会計及び解散する簡易保険福祉事業団から承継される資産の価額から負債の価額を控除した金額が公社の資本金となる。</li> <li>■ 資本の部の構成は以下のとおりである。  <ul style="list-style-type: none"> <li>資本金</li> <li>政府出資金</li> <li>利益剰余金（又は欠損金）</li> <li>積立金（又は繰越欠損金）</li> <li>当期利益（又は当期損失）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資本の部の構成は以下のとおりである。  <ul style="list-style-type: none"> <li>資本金</li> <li>資本剰余金</li> <li>資本準備金</li> <li>その他資本剰余金</li> <li>利益剰余金</li> </ul> </li> </ul>

項目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計						
	<p>その他有価証券評価差額金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務区分別財務情報の資本金に相当する部分は「設立時資産・負債差額」とする。</li> </ul>	<p>利益準備金 任意積立金 中間配当積立金 その他有価証券評価差額金</p>						
<p>公社会計における貸借対照表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公社貸借対照表の様式は、郵便事業を含んでいるものの、概観性の確保などの観点から、流動・固定の区分を設けず流動性配列法を採る金融機関の様式を採用する。</li> <li>■ 業務区分別財務情報（貸借対照表）の様式は業務区分別の財政状態を詳細に表示するとともに、民間類似業種との比較可能性をできるだけ確保するよう定める。</li> <li>■ 二以上の業務区分に帰属する資産・負債は、帰属割合に基づいて按分する。なお資産の帰属割合はその取得費用の各業務区分の分担比率（予定使用面積、取扱件数、人員比など）、負債の帰属割合は発生原因に基づく割合を示す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 郵便事業類似の事業である運送業に係る貸借対照表では、流動・固定の区分を設定している。</li> <li>■ セグメントへの配分 <table border="1" data-bbox="1240 954 1973 1150"> <tr> <td data-bbox="1240 954 1429 1102">固有の資産</td> <td data-bbox="1429 954 1682 1102">専用資産 セグメントに直接配分</td> <td data-bbox="1682 954 1973 1102">共用資産 合理的な基準で各セグメントに配賦</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1240 1102 1429 1150">全社資産</td> <td data-bbox="1429 1102 1973 1150">セグメントへの配賦は行わず全社区分とする</td> </tr> </table> <p>なお共用資産に係る合理的な基準としては、利用面積、人員数、取扱量（金額）又は生産量（金額）などがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負債については、制度上においてセグメント別の開示は要請されていない。</li> </ul> </li> </ul>	固有の資産	専用資産 セグメントに直接配分	共用資産 合理的な基準で各セグメントに配賦	全社資産		セグメントへの配賦は行わず全社区分とする
固有の資産	専用資産 セグメントに直接配分	共用資産 合理的な基準で各セグメントに配賦						
全社資産		セグメントへの配賦は行わず全社区分とする						

項 目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計
公社会計における損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 概観性の確保の観点から、経常・特別の区分を設け、経常収益については業務区分別に、経常費用については形態別に区分する様式を採用する。</li> <li>■ 業務区分別財務情報（損益計算書）の様式は、業務区分別の経営成績を詳細に表示するとともに、民間類似業種との比較可能性をできるだけ確保するように定める。</li> <li>■ 二以上の業務区分に関連する収益・費用は、使用割合（人員比、建物使用面積比等）に基づいて配賦する。但し、資産及び負債から生じた収益及び費用については当該資産及び負債の帰属割合に基づいて配賦する。</li> <li>■ 業務区分間で資産の帰属割合と実際の使用割合とに差が生じている場合には、賃貸借とみなして定期的に精算する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経常収益を業態別（事業別）に区分した場合には、経常費用も業態別（事業別）に区分して対応させたいうで、各区分の費用を形態別分類することが多い。</li> <li>■ 営業費用を「直課できる費用」と「直課できない費用」に区分し、「直課できない費用」についてはその費用の発生により便益を受ける程度に応じ合理的な配賦基準により各セグメントへ配賦する。配賦基準としては人数、使用床面積等がある。</li> <li>■ 事業間貸借について、賃貸借とみなして精算するようなことは通常はしない。</li> </ul>
利益の処分又は損失の処理に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 独立採算制の下、外部からの補填を予定せず、公社の業務に係るサービスを全国にあまねく提供するため、利益が発生しても留保しておき、他日、損失が発生した際にこれをもって補填することにより公社の財政状態を安定的なものにすることが必要である。</li> <li>■ 利益を生じたときは、繰越損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理。損失を生じたときは、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営成績である利益の処分（出資者への配分、経営者への配分、内部留保等）を決定するため、または損失の処理を決定することが必要となる。</li> </ul>

項 目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計
	積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、繰越欠損金として整理。	
キャッシュ・フロー計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公社キャッシュ・フロー計算書は、業務区分別キャッシュ・フロー計算書を基礎として作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ キャッシュ・フロー計算書は連結ベースで作成する。</li> </ul>
附属明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公社が特殊法人として規制の対象となる特別の事項も追加的に記載する。</li> <li>■ 業務区分別の附属明細書の様式は、詳細の情報を提供するとともに、民間類似業種との比較可能性をできるだけ確保するように定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商法施行規則第 106 条から第 108 条に定める附属明細書を作成する。</li> </ul>
承継の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公社が新たな事業体として開始（フレッシュスタート）することが基本となるものの、業務が公社により継続して行われることについても、一定の考慮が必要。</li> <li>■ 承継する資産・負債の価額は、公社成立時における時価を基本とするが、業務が公社により継続して行われることに鑑み、財産の種類、用途等を勘案し、時価評価以外の適切な評価方法によることができる。 ( 有価証券の評価、減価償却資産の評価 等 )</li> </ul>	

参考資料：「財務会計制度ワーキンググループ最終報告」

(平成 14 年 7 月 郵政事業の公社化に関する研究会 財務会計制度ワーキンググループ)